

債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

一 債権譲渡登記令(平成十年政令第二百九十六号)

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>動産・債権譲渡登記令</u></p> <p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等(第三条・第四条)</p> <p>第三章 登記手続(第五条 第十四条)</p> <p>第四章 登記事項の証明(第十五条 第十七条)</p> <p>第五章 補則(第十八条 第二十一条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この政令は、<u>動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百号。以下「法」という。)</u> <u>第十一条第二項第二号又は第三号(法第十四条第一項において準用する場合を含む。)</u>に規定する動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは債権を目的とする質権の設定につき利害関係を有する者の範囲その</p>	<p style="text-align: center;"><u>債権譲渡登記令</u></p> <p>目次</p> <p>第一章 (同上)</p> <p>第二章 債権譲渡登記ファイル(第三条・第四条)</p> <p>第三章 登記手続(第五条 第十八条)</p> <p>第四章 登記事項の証明(第十九条 第二十一条)</p> <p>第五章 補則(第二十二条 第二十五条)</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この政令は、<u>債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(以下「法」という。)</u> <u>第八条第二項(法第十条第一項において準用する場合を含む。)</u>に規定する債権の譲渡又は債権を目的とする質権の設定につき利害関係を有する者の範囲その他法に定める登記に<u>関し必要な事項を定めることを目的とする。</u></p>

他法に定める登記に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事務の停止)

第二条 法務大臣は、登記所においてその事務を停止しなければならない事由が生じたときは、期間を定めて、その停止を命ずることができる。

第二章 動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等

(動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等の滅失と回復)

第三条 動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイル(動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイルをいう。以下同じ。)の記録の全部又は一部が滅失したときは、法務大臣は、登記官に対し一定の期間を定めて、登記の回復に必要な処分を命ずることができる。

(動産譲渡登記ファイル及び債権譲渡登記ファイル等の記録の閉鎖)

第四条 指定法務局等(法第五条第一項に規定する指定法務局等を含む。以下同じ。)の登記官は、動産譲渡登記又は債権譲渡登記等(債権譲渡登記又は質権設定登記をいう。以下同じ。)の全部を抹消したとき、又は動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイルに記録されている動産譲渡登記若しくは債権譲渡登記等の存続期間

(事務の停止)

第二条 登記所においてその事務を停止しなければならない事故が生じたときは、法務大臣は、期間を定めて、その停止を命ずることができる。

第二章 債権譲渡登記ファイル

(債権譲渡登記ファイルの滅失と回復)

第三条 債権譲渡登記ファイルの記録の全部又は一部が滅失したときは、法務大臣は、登記官に対し一定の期間を定めて、登記の回復に必要な処分を命ずることができる。

(債権譲渡登記ファイルの記録の閉鎖)

第四条 登記官は、債権譲渡登記若しくは質権設定登記(以下「債権譲渡登記等」と総称する。)の全部を抹消したとき、又は債権譲渡登記ファイルに記録されている債権譲渡登記等の存続期間が満了したときは、当該債権譲渡登記等に係る債権譲渡登記ファイルの記録を閉鎖し、これを債権譲渡登記ファイル中に設けた閉鎖登記ファイ

が満了したときは、当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記等に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録を閉鎖し、これを動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイル中に設けた閉鎖登記ファイルに記録しなければならない。

2 前項の規定により存続期間が満了した動産譲渡登記又は債権譲渡登記等に係る動産譲渡登記ファイル又は債権譲渡登記ファイルの記録を閉鎖したときは、指定法務局等の登記官は、本店等所在地法務局等（法第五条第二項に規定する本店等所在地法務局等をいう。以下同じ。）に対し、法務省令で定める事項を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた本店等所在地法務局等の登記官は、遅滞なく、法務省令で定める事項を登記事項概要ファイルに記録しなければならない。

4 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等について、法第十二条第三項の規定によりその全部を抹消する旨の記録をし、又は前項の規定により同項の事項の記録をした本店等所在地法務局等の登記官は、登記事項概要ファイル中の当該動産譲渡登記又は債権譲渡登記等に係る記録を閉鎖しなければならない。

（登記申請の方式）

第七条 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の申請は書面及び法務省令

ルに記録しなければならない。

2 前項の規定により存続期間が満了した債権譲渡登記等に係る債権譲渡登記ファイルの記録を閉鎖したときは、登記官は、法第九条第一項（法第十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する登記所（以下「譲渡人等の本店等所在地の登記所」という。）に対し、法務省令で定める事項を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、遅滞なく、法務省令で定める事項を法第九条第二項（法第十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する登記簿（以下「譲渡人等の商業登記簿等」という。）に記録しなければならない。

（新設）

（登記申請の方式）

第七条 債権譲渡登記等の申請は書面及び法務省令で定める構造の磁

で定める構造の磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）で、延長登記、抹消登記その他の動産譲渡登記及び債権譲渡登記等以外の登記（第五項及び第十一条第五号において「延長登記等」という。）の申請は書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「登記申請書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一・二（略）

三 申請人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所（外国会社の登記をした外国会社であつて日本に営業所を設けていないものにあつては、日本における代表者の住所）又は事務所

四（略）

五 動産譲渡登記又は当該登記に係る延長登記若しくは抹消登記の申請にあつては、登録免許税の額

六 債権譲渡登記等又は当該登記に係る延長登記若しくは抹消登記の申請にあつては、手数料の額

七（略）

気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。以下同じ。）で、延長登記、抹消登記その他の債権譲渡登記等以外の登記（以下「延長登記等」という。）の申請は書面でなければならない。

2（同上）

一・二（同上）

三 申請人の本店又は主たる事務所が外国にあるときは、日本における営業所（商法（明治三十二年法律第四十八号）第四百七十九条第一項（有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）第七十六条）において準用する場合を含む。）の規定による登記をした外国会社であつて日本に営業所を設けていないものにあつては、日本における代表者の住所）又は事務所

四（同上）

（新設）

五 手数料の額

六（同上）

<p>八 (略)</p> <p>3 第一項の磁気ディスクには、法務大臣の指定する方式に従い、次に掲げる事項を記録しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法第七条第二項第一号から第六号までに掲げる事項又は法第八条第二項各号(第一号中法第七条第二項第七号及び第八号に係る部分を除き、法第十四条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事項</p> <p>三 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 延長登記等の登記申請書には、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該延長登記等に係る動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の登記番号</p> <p>三 (略)</p> <p>四 動産譲渡登記又は債権譲渡登記等の一部に係る抹消登記の申請にあつては、法第十条第三項第一号及び第三号(これらの規定を法第十四条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事項</p> <p>(登記申請書の添付書面)</p> <p>第八条 登記申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p>	<p>七 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 法第五条第一項第一号から第七号まで(法第十条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事項</p> <p>三 (同上)</p> <p>4 (同上)</p> <p>5 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 当該延長登記等に係る債権譲渡登記等の登記番号</p> <p>三 (同上)</p> <p>四 債権譲渡登記等の一部の抹消登記の申請にあつては、法第七条第三項第二号及び第三号(法第十条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事項</p> <p>(登記申請書の添付書面)</p> <p>第八条 (同上)</p>
--	---

一・二（略）

三 次に掲げる登記の申請をするときは、法第七条第三項ただし書の特別の事由があることを証する書面

イ 存続期間が十年を超える動産譲渡登記

ロ 延長後の存続期間が十年を超える動産譲渡登記に係る延長登記

四 次に掲げる登記の申請をするときは、法第八条第三項ただし書（法第十四条第一項において準用する場合を含む。）の特別の事由があることを証する書面

イ 譲渡に係る債権又は質権の目的とされた債権の債務者のすべてが特定している場合における次に掲げる登記

(1) 存続期間が五十年を超える債権譲渡登記等

(2) 延長後の存続期間が五十年を超える債権譲渡登記等に係る

延長登記

ロ イに規定する場合以外の場合における次に掲げる登記

(1) 存続期間が十年を超える債権譲渡登記等

(2) 延長後の存続期間が十年を超える債権譲渡登記等に係る延

長登記

（登記申請書の受付）

第九条 指定法務局等の登記官は、登記申請書を受け取ったときは、法務省令で定めるところにより、直ちにその受付をしなければなら

一・二（同上）

三 存続期間が五十年を超える債権譲渡登記等又は延長後の存続期間が五十年を超える延長登記の申請をするときは、法第五条第二項ただし書（法第十条第一項において準用する場合を含む。）の特別の事由があることを証する書面

（新設）

（登記申請書の受付）

第九条 登記官は、登記申請書を受け取ったときは、法務省令で定めるところにより、直ちにその受付をしなければならない。ただし、

ない。ただし、登記申請書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付されてきたときは、当該登記申請書を受け取った日後最初に執務を行う日に、同日に受付をすべき他の登記申請書に先立ち、その受付をしなければならない。

（登記の順序）

第十条 指定法務局等の登記官は、受付の順序に従って登記をしなければならない。ただし、前条ただし書の規定により数個の申請を受け付けた場合における各申請は同順位の受付とし、各申請に係る登記は同時にしなければならない。

（登記申請の却下）

第十一条 指定法務局等の登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、申請の全部又は一部を却下しなければならない。

一～四 （略）

五 登記申請書の記載若しくは第七条第一項の磁気ディスクの記録が登記申請書の添付書面の記載と抵触するとき、又は延長登記等の登記申請書の記載が動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイルの記録と抵触するとき。

登記申請書が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便により送付されてきたときは、当該登記申請書を受け取った日後最初に執務を行う日に、同日に受付をすべき他の登記申請書に先立ち、その受付をしなければならない。

（登記の順序）

第十条 登記官は、受付の順序に従って登記をしなければならない。ただし、前条ただし書の規定により数個の申請を受け付けた場合における各申請は同順位の受付とし、各申請に係る登記は同時にしなければならない。

（登記申請の却下）

第十一条 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、申請の全部又は一部を却下しなければならない。

一～四 （同上）

五 登記申請書の記載若しくは第七条第一項の磁気ディスクの記録が登記申請書の添付書面の記載と抵触するとき、又は延長登記等の登記申請書の記載が債権譲渡登記ファイルの記録と抵触するとき。

六 動産譲渡登記又は当該登記に係る延長登記若しくは抹消登記の申請にあつては、登録免許税を納付しないとき。

七 債権譲渡登記等又は当該登記に係る延長登記若しくは抹消登記の申請にあつては、手数料を納付しないとき。

(職権更正)

第十二条 指定法務局等の登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見した場合において、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長の許可を得て、登記の更正をし、その旨を登記の申請をした者に通知しなければならない。

2 前項の規定による登記の更正をした指定法務局等の登記官は、当該更正に係る事項が法第十二条第三項（法第十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事項に該当するときは、本店等所在地法務局等に対し、更正をした事項を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた本店等所在地法務局等の登記官は、譲渡に係る動産若しくは譲渡に係る債権の譲渡人又は質権の目的とされた債権の質権設定者（第十四条第二項及び第十六条第四項第三号において「譲渡人等」と総称する。）の登記事項概要ファイルに記録された登記事項の概要の更正をし、かつ、その旨を記録しなければならない。

(新設)

六 手数料を納付しないとき。

(職権更正)

第十二条 登記官は、登記に錯誤又は遺漏があることを発見した場合において、その錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、監督法務局又は地方法務局長の許可を得て、登記の更正をし、その旨を登記の申請をした者に通知しなければならない。

2 前項の規定による登記の更正をした登記官は、当該更正に係る事項が法第九条第二項（法第十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する事項に該当するときは、譲渡人等の本店等所在地の登記所に対し、更正をした事項を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、譲渡人等の商業登記簿等の記録を更正しなければならない。



(職権抹消)

第十三条 指定法務局等の登記官は、登記した事項が登記すべきものでないことを発見したときは、その登記の申請をした者に、一月を超えない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記の全部又は一部を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2 指定法務局等の登記官は、前項の申請をした者の住所又は居所が知れないときは、同項の通知に代え官報で公告しなければならない。この場合においては、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

3 指定法務局等の登記官は、異議を述べた者がいるときは、その異議につき決定をしなければならない。

4 指定法務局等の登記官は、異議を述べた者がいないとき、又は異議を却下したときは、第一項の通知又は第二項の公告に係る登記の全部又は一部を抹消しなければならない。

5 (略)

(法第十二条第二項の通知に錯誤等があったときの取扱い)

第十四条 法第十二条第二項(法第十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定又は第四条第二項若しくは第十二条第二項(前条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした指定法務局等の登記官は、当該通知に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、本店等所在地法務局等に対し、錯誤又は遺漏に係る

(職権抹消)

第十三条 登記官は、登記した事項が登記すべきものでないことを発見したときは、その登記の申請をした者に、一月を超えない一定の期間内に書面で異議を述べないときは登記の全部又は一部を抹消すべき旨を通知しなければならない。

2 登記官は、前項の申請をした者の住所又は居所が知れないときは、同項の通知に代え官報で公告しなければならない。この場合においては、官報のほか相当と認める新聞紙に同一の公告を掲載することができる。

3 登記官は、異議を述べた者がいるときは、その異議につき決定をしなければならない。

4 登記官は、異議を述べた者がいないとき、又は異議を却下したときは、第一項の通知又は第二項の公告に係る登記の全部又は一部を抹消しなければならない。

5 (同上)

(法第九条第一項の通知に錯誤等があったときの取扱い)

第十四条 法第九条第一項(法第十条第一項において準用する場合を含む。)の規定又は第四条第二項若しくは第十二条第二項(前条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知をした登記官は、当該通知に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、譲渡人等の本店等所在地の登記所に対し、錯誤又は遺漏に係る事項を通

事項を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた本店等所在地法務局等の登記官は、譲渡人等の登記事項概要ファイルに記録された登記事項の概要の更正又は抹消をし、かつ、その旨を記録しなければならない。

(削る)

(利害関係を有する者の範囲)

第十五条 法第十一条第二項第二号又は第三号(法第十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する動産の譲渡又は債権の譲渡若しくは債権を目的とする質権の設定につき利害関係を有する者は、次に掲げる者とする。

一 譲渡に係る動産を取得した者

二 前号の動産を差し押さえ、若しくは仮に差し押さえた債権者又は同号の動産を目的とする質権その他の担保権若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者

三 (略)

四 (略)

五 次に掲げる者の財産の管理及び処分をする権利を有する者

イ 前各号に掲げる者

ロ 譲渡に係る動産又は譲渡に係る債権の譲渡人又は譲受人

ハ (略)

知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた登記所の登記官は、譲渡人等の商業登記簿等の記録の更正又は抹消をしなければならない。

第十五条から第十八条まで 削除

(利害関係を有する者の範囲)

第十九条 法第八条第二項(法第十条第一項において準用する場合を含む。)に規定する債権の譲渡又は債権を目的とする質権の設定につき利害関係を有する者は、次に掲げる者とする。

(新設)

(新設)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

イ 前二号に掲げる者

ロ 譲渡に係る債権の譲渡人又は譲受人

ハ (同上)

(登記事項概要証明書等の交付請求の方式)

第十六条 登記事項概要証明書若しくは登記事項証明書又は概要記録事項証明書(次条において「登記事項概要証明書等」と総称する。)の交付の請求は、書面で行わなければならない。

2 登記事項概要証明書又は概要記録事項証明書の交付を請求する書面には、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名しなければならない。

一 証明書の交付を請求する動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録を特定するため

二 特定の動産譲渡登記ファイル若しくは債権譲渡登記ファイル又は登記事項概要ファイルの記録がない旨を証明した書面の交付を請求するときは、その旨

三 (略)

四 登記事項概要ファイル中の閉鎖された記録に係る登記事項の概要を証明した書面の交付の請求をするときは、その旨

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

3 登記事項証明書の交付を請求する書面には、前項各号(第一号及

(登記事項概要証明書等の交付請求の方式)

第二十条 登記事項概要証明書又は登記事項証明書(以下「登記事項概要証明書等」と総称する。)の交付の請求は、書面で行わなければならない。

2 登記事項概要証明書の交付を請求する書面には、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名しなければならない。

一 証明書の交付を請求する債権譲渡登記ファイルの記録を特定するため必要な事項

二 特定の債権譲渡登記ファイルの記録がない旨を証明した書面の交付を請求するときは、その旨

三 (同上)

(新設)

四 (同上)

五 (同上)

六 (同上)

七 (同上)

3 登記事項証明書の交付を請求する書面には、前項各号に掲げる事

び第二号中登記事項概要ファイルに係る部分並びに第四号を除く。)に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一 動産譲渡登記ファイルの記録に数個の動産が記録されているとき又は債権譲渡登記ファイルの記録に数個の債権が記録されているときは、証明書の交付を請求する動産又は債権を特定するために必要な事項

二 前号に規定する場合において、数個の動産に係る登記事項又は数個の債権に係る登記事項を一括して証明した書面の交付を請求するときは、その旨

4 前項の書面には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 申請人が前条各号に掲げる者又は譲渡人等の使用人であるときは、これを証する書面

(登記事項概要証明書等の送付請求)

第十七条 (略)

(登記申請書等の閲覧)

第十八条 次に掲げる書面又は情報(以下「登記申請書等」と総称する。)の閲覧につき利害関係を有する者は、手数料を納付して、その閲覧を請求することができる。

項のほか、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。

一 債権譲渡登記ファイルの記録に数個の債権が記録されているときは、証明書の交付を請求する債権を特定するために必要な事項

二 債権譲渡登記ファイルの記録に数個の債権が記録されている場合において、数個の債権に係る登記事項を一括して証明した書面の交付を請求するときは、その旨

4 (同上)

一・二 (同上)

三 申請人が前条各号に掲げる者であるときは、これを証する書面

(登記事項概要証明書等の送付請求)

第二十一条 (同上)

(登記申請書等の閲覧)

第二十二条 (同上)

<p>一・二 (略)</p> <p>三 第八条各号に掲げる書面</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、申請人又はその代表者若しくは代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>一・二 (同上)</p> <p>三 第八条の添付書面</p> <p>2 (同上)</p> <p>3 (同上)</p> <p>一・二 (同上)</p>
<p>三 第十六条第二項第六号から第八号までに掲げる事項</p> <p>4 (略)</p> <p>5 第一項の規定による同項第二号の磁気ディスクに記録された情報の閲覧は、当該磁気ディスクの記録を法務省令で定める大きさの用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。この場合において、当該閲覧をした者の請求があるときは、指定法務局等の登記官は、当該閲覧に係る用紙を当該者に交付しなければならない。</p>	<p>三 第二十条第二項第五号から第七号までに掲げる事項</p> <p>4 (同上)</p> <p>5 第一項の規定による同項第二号の磁気ディスクに記録された情報の閲覧は、当該磁気ディスクの記録を法務省令で定める大きさの用紙に出力したものを閲覧する方法により行う。この場合において、当該閲覧をした者の請求があるときは、登記官は、当該閲覧に係る用紙を当該者に交付しなければならない。</p>
<p>(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)</p> <p>第十九条 (略)</p>	<p>(行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)</p> <p>第二十三条 (同上)</p>
<p>(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)</p> <p>第二十条 (略)</p>	<p>(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)</p> <p>第二十四条 (同上)</p>
<p>(法務省令への委任)</p> <p>第二十一条 (略)</p>	<p>(法務省令への委任)</p> <p>第二十五条 (同上)</p>

